機密性２　完全性１　可用性１

事　務　連　絡
平成２４年１１月９日

三重県土地家屋調査士会長　殿

津地方法務局首席登記官（不動産登記担

電力会社の所有する要役地に関する行政証明について

当局においては，従来から電力会社所有の要役地について，要役地を管轄する登記所において，所有権登記名義人の住所・氏名及び要役地に地役権以外の登記のないことを行政証明として発行してきました。しかし，当該証明書については，証明が必要な根拠等が認められないことから，今後証明を行わないこととしますので，お知らせします。